

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第38条を次のように改める。

(前金払)

第38条 令第21条の7第8号の規定により、次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 保険料

(2) 講座の受講、会議及び研修への参加並びに資格の認定、登録等の申請、申込み等に係る経費で、前金をもって支払をする必要があるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市立病院事務局管理課)